

津幡町告示第41号

津幡町小規模工事等契約希望者登録要綱（平成18年津幡町告示第2号）の一部を次のように改正する。

令和8年4月20日

石川県津幡町長 矢田 富郎

第2条中「50万円以下」を「100万円以下」に改める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。